

「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の骨子（案）

前文

宮崎県は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は様々な自然の恩恵を受けながら暮らしてきた。

県土の7割を占める森林は、木材をはじめとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど私たちの生活に密接に関わっており、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産である。

このような中、林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通して、本県の豊かな森林を守り育てる役割を果たしており、長い時間をかけて育てた木々を伐って、使って、植えて、育てるという循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、近年においては、林業採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、森林資源の循環利用への影響をはじめ、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

私たちは、改めて森林がもたらしてくれる恩恵を思い起こし、先人達が守り、育ててきたこの郷土の恵みである森林を健全な姿で次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このためには、森林が有する木材等生産機能と水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全などの公益的機能が発揮されるよう、適地適木を旨として、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用を図るとともに、森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。

このような認識の下、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となって再造林を進め、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。

1 目的

この条例は、再造林を推進するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的とします。

【趣旨】

この条例は、本県の再造林の推進に関する基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、再造林の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するという、条例の目的を定めるものです。

2 定義

- 1 再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成することをいう。
- 2 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 3 多面的機能 森林が有する木材等生産機能並びに水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和及び生物多様性の保全等の公益的機能を合わせた機能をいう。
- 4 針広混交林 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林をいう。
- 5 循環型林業 木材として伐って使用した後、植林を行い、世代交代をさせて森林資源を持続的に活用していく林業をいう。
- 6 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 7 造林事業 植え付け、下刈り、除伐など健全な森林の造成や育成を行うものをいう。

【趣旨】

この条例の中で用いられる用語が、どういう意味内容で用いられるかを定めた規定です。

3 基本理念

- 1 再造林は、森林の多面的機能による恩恵を広く県民が受けていることに鑑み、再造林の重要性について県民の理解を深めることにより推進されなければなりません。
- 2 再造林は、持続可能な森林の利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させるとともに、県産材の需要を拡大することにより推進されなければなりません。
- 3 再造林は、林業の担い手の所得及び労働環境を向上させることにより推進されなければなりません。
- 4 再造林は、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければなりません。

【趣旨】

再造林の推進に当たっての基本となる考え方を示すものであり、再造林の推進に関わる全ての主体が共有する理念について定めるものです。

4 県の責務

- 1 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。
- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村の実施する再造林に関する施策に協力し、及びこれを支援するものとします。
- 3 県は、再造林に関する森林組合及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な施策を講ずるものとします。
- 4 県は、再造林に関する施策を効率的に推進するため、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者等が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における県の責務を定めるものです。

5 市町村の役割

市町村は、基本理念に基づき、地域の林業行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携するとともに、再造林を推進するための情報を共有し、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施に努めるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における市町村の役割を定めるものです。

6 森林所有者の役割

- 1 森林所有者は、基本理念に基づき、再造林の推進に努めるものとします。
- 2 森林所有者は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における森林所有者の役割を定めるものです。

7 森林組合の役割

- 1 森林組合は、基本理念に基づき、地域における林業の中核的担い手として、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等に努めるものとします。
- 2 森林組合は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における森林組合の役割を定めるものです。

8 事業者の役割

- 1 林業事業者（伐採、造林、保育その他の森林における施業を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、再造林の実施並びに森林組合等との連携及び情報等の交換に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 木材産業事業者（木材の加工又は流通を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 3 その他の事業者（林業事業者及び木材産業事業者を除く事業者をいう。）は、基本理念に基づき、自らの事業活動を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における事業者の役割を定めるものです。

9 県民の役割

県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に努めるものとします。

【趣旨】

再造林の推進における県民の役割を定めるものです。

10 再造林の推進に向けた気運の醸成

県は、森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が一丸となって再造林を推進する気運を醸成するよう努めるものとします。

【趣旨】

森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、再造林を推進する気運を醸成することを定めるものです。

11 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進

- 1 県は、効率的な施業が可能で、林業の採算性が高いと見込まれる森林を再造林に優先的に取り組む区域として設定し、当該区域において実施される再造林のための必要な施策を講ずるよう努めるものとします。
- 2 県は、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化を推進するための必要な施策を講ずるよう努めるものとします。
- 3 県は、収益性の向上に繋がる新しい技術等の導入に対する必要な施策を講ずるよう努め、並びに国、大学及びその他の試験研究機関と連携しながら試験研究や技術開発を推進するための必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

持続可能な森林の利用に向けた効率化を推進するために、優先的に再造林に取り組む区域の設定、森林の集積・集約化の推進、及び新しい技術等の導入に対する必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1 2 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大

- 1 県は、自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等を推進するための必要な施策を講ずるよう努めるものとします。
- 2 県は、県産材の利用促進のための試験研究や技術開発を推進し、国、大学その他の試験研究機関との連携その他必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及等の推進、試験研究や技術開発の推進等のための必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1 3 再造林を支える担い手及び事業者等の確保

- 1 県は、再造林を支える林業の担い手の処遇及び就労環境の改善のための必要な施策を講ずるよう努めるとともに、多様な担い手を確保するための必要な施策を講ずるよう努めるものとします。
- 2 県は、造林事業に取り組む林業事業者及び森林組合並びに新たに造林事業へ参入する事業者に対する必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善、造林事業に取り組む林業事業者等への必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1 4 再造林を推進するための地域体制の整備

県は、市町村及び事業者等が相互協力のもと、森林組合が中心となって森林所有者からの伐採等の相談に対応し、及び再造林の推進のための情報の共有等ができる地域の特性を踏まえた地域体制を整備するものとします。

【趣旨】

森林組合が中心となって森林所有者からの伐採等の相談に対応し、情報の共有等ができる地域体制を整備することを定めるものです。

15 他の条例との関係

- 1 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとします。
- 2 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、県産材の利用を促進するため、必要に応じ、宮崎県木材利用促進条例（令和3年宮崎県条例第20号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとします。

【趣旨】

水と緑の森林づくり条例及び木材利用促進条例との関係の規定です。

16 財政上の措置

県は、再造林を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

財政上の措置の規定です。